

# 損害賠償実施方針

令和2年3月27日

日本原子力発電株式会社

変更履歴

変更番号	年月日	内容
—	令和2年3月27日	原子力損害の賠償に関する法律第17条の2の定めに基づく新規制定

## 目 次

1. はじめに	1
2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所	1
3. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地	1
(1) 東海発電所・東海第二発電所	
(2) 敦賀発電所	
4. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類	1
(1) 東海発電所及び東海第二発電所	
(2) 敦賀発電所	
5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額	2
(1) 東海発電所及び東海第二発電所	
(2) 敦賀発電所	
6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策	4
(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方	
(2) 被害申出窓口の開設の方針	
(3) 被害の申出の受付の方針	
(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針	
(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針	
7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置	6
8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策	6
9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策	6
10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策	6
11. 損害賠償実施方針の変更の記録	6
12. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先	7

## 1. はじめに

本方針は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（以下、「原子力損害」という。）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、原子力損害賠償に関する法律第17条の2において原子炉の運転等を行う原子力事業者に作成と公表が求められたものである。

原子力損害賠償業務の適正かつ的確な取扱いを確保し、もって損害賠償の円滑な解決に寄与することを目的とする。

## 2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

日本原子力発電株式会社  
東京都台東区上野五丁目2番1号

## 3. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

- (1) 東海発電所・東海第二発電所  
茨城県那珂郡東海村白方1番地1
- (2) 敦賀発電所  
福井県敦賀市明神町1

## 4. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

- (1) 東海発電所及び東海第二発電所
  - ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
  - ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」
- (2) 敦賀発電所
  - ①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
  - ②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

(1) 東海発電所及び東海第二発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：1, 200億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：1, 200億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：40億円

(2) 敦賀発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：1,200億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：1,200億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることができる損害の範囲と賠償に充てることができる金額

- ・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任又は損害賠償責任を負担することによって被る損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く。）

金額：40億円

- ・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額：40億円

## 6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

### (1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するため、当社は被害者の救済と安心の確保を最優先とすることを基本とし、被害者の個別のご事情に応じて合理的かつ柔軟な対応を行う。

### (2) 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害の発生の原因となりうる事象が発生した場合及びその後の事象の状況に応じて、被害申出書等の請求者に対する案内書類の作成及び周辺住民等からの問い合わせ等に適切に対応できるよう、賠償請求に関する受付・相談等の窓口（以下、「被害申出窓口」という。）の開設を速やかに準備する。

なお、被害者のアクセス等を考慮し、本店及び発災発電所地区の適切な場所へ被害申出窓口を開設する。

被害申出窓口の設置にあたっては、新聞、ラジオ、インターネット等のほか、関係地方公共団体の庁舎、主要交通機関の施設等においても被害申出窓口の開設を広く周知する。

### (3) 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償請求の受付にあたっては、被害者に対する案内書類を用意するとともに、周辺住民等からの問い合わせに適切に対応できるよう準備したうえで、必要に応じ、被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関するご案内等について、関係地方公共団体と連携し対応する。

請求書の書式及び具体的な添付資料については、被害者間の公平性や手続きの厳格性の観点を踏まえながら、できる限り賠償請求に関する被害者の負担が軽減されるものとしたうえで、被害者からの相談に対しては個別事情をよくお伺いしながら丁寧に対応する。

### (4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

請求書を受付けた後の被害者との協議にあたっては、事実関係や被害額の算定等の点について、当事者同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本として対応する。

また、賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いの中で合意を重ねていく。その後、当社と被害者の間で合意に至った場合には、合意書を取り交わし、速やかに賠償金を被害者にお支払いする。

### (5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速かつ適切な賠償のため、社内規程において具体的な業務処理方法及び役割分担等を含む運用の細目をあらかじめ整えておく。

また、原子力損害賠償責任保険契約については民間保険引受会社、原子力損害賠償補償契約については文部科学省との間で、保険金や補償金の算定について速やかな協議を行う。

損害の全てが確定する前の段階であっても、必要に応じて政府の仮払い制度を利用することにより、保険者による保険金等の支払いを待たずに、確定した損害部分のみに関する賠償を先行して行うなど、柔軟に対応する。

7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

業務の遂行に関して取得した個人情報については、法令、関係省庁のガイドライン及び社内規程等を遵守し、適切に取り扱う。

これらの情報は被害者の被害情報が記録された機微な情報に該当することから、その利用については本業務の遂行に必要な範囲内に限定し、厳重に管理する。

また、被害者との間の賠償手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理するとともに正確に更新・保存する。

8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から損害賠償に関する業務の担当部署・責任者・担当窓口を定め、保険者や関係地方公共団体等の各関係者と連絡先を共有する。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から和解仲介手続きの申し立てがなされた場合は、可能な限り速やかに対応し、紛争解決手続きの迅速化に努める。

また、原子力損害賠償紛争審査会から提示された和解案を尊重し、和解後の賠償金のお支払いについて速やかに行う。

10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会において指針が定められた場合には、指針に基づいた迅速な賠償を実施するとともに、指針に示されていない損害についても個別のご事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応する。

11. 損害賠償実施方針の変更の記録

本方針を変更する場合は、その日付と変更内容及びその理由についての履歴を、冒頭に記載する。

12. 損害賠償実施方針に関する問い合わせを受けるための連絡先

日本原子力発電株式会社 本店 総務室

東京都台東区上野五丁目2番1号

電話：03-6371-7400

FAX：03-5807-4353

受付時間 土・日・祝日及び年末年始の期間（12/29～1/3）を除く

9：00～17：30